

高等教育キーパーソン各位

たいへんだ！ 私立大の自主性・多様性の危機——

学校法人の原点と教学経営の自律力

～ 法令とソフト・ロー&寄附行為による政策シナリオを ～

【12月11日（土曜日）緊急開催】

ご参画・ご派遣のお願い

経済財政運営と改革の基本方針 2021 に基づき、学校法人制度の抜本改革案の全体像を検討する「学校法人ガバナンス改革会議」は、本年7月19日の第1回以降、月1～2回のハイペースで開かれてきました。11月19日（金）午前中に「取りまとめ（案）」を検討し、12月3日の第11回には「取りまとめ」が示される予定です。

同会議は、「文部科学大臣直属の会議」として「新法人制度の改革案」について「社会福祉法人や公益法人と同等のガバナンス機能を発揮する機関設計の在り方」を検討すると明記しております。また、委員には、「現役为学校法人理事長等はいれないこととし、専ら外部有識者を登用する。」とし、「検討結果は、他の審議会等を経ずに直接大臣に報告する。」となっております。そして、年内には文科省での条文化作業がスタートし、来年の通常国会に法案が提出される運びであります。

同会議が提起する新学校法人制度は、評議員会の権限強化を軸に下記を柱としております。

- ・ 評議員会を最高監督・議決機関に
- ・ 評議員に現役の教職員、理事は除外
- ・ 評議員を選定する委員会を設ける
- ・ 理事・監事・会計監査人の選任・解任は評議員会が行う
- ・ 評議員の解任権限は評議員会
- ・ 「寄附行為」から「定款」へ一本化
- ・ 一般法人法の準用 等

この間、私立学校法は一部大学・法人の不祥事を事由に改正を重ねており、現在も一大事案が進行中であります。しかしながら、今次は他法人制度のガバナンスの仕組みと一律化するという、いささか乱暴なシナリオとなっております。

私立学校・学校法人の成立経緯の固有性、“人財養成”“教育研究”という目的の至高性による自律・多様な経営アプローチの実情をみない制度改革には、大なる危機感を有します。

本セミナーは、私立大学の自主性や多様性、そして文化を守るために、この流れにどう抗していくか、さらには「新・私立学校法試案」を提示し、今後のより良い学校法人制度を自律的に考えていくための場として、緊急開催いたします。私学人・大学人のみならず、文科省私学担当各位の“元気”を創出できれば幸いです。

第1講の小野 元之氏（城西大学）からは、私立学校法の原点、「学校法人ガバナンス改革会議」の問題点を検証いただき、私学の不正をなくしていくための方策、私学法改正の要点等について、基調となるご講義を賜われます。小野氏はビデオでのご出講となります。

第2講の大村 雅彦氏（中央大学）からは、大学の自治の保障、私学の自主性・多様性とガバナンスの関係、理事会の運営と責任、そして、評議員会・監事の役割と構成について、ご講義を賜われます。

第3講の植木 朝子氏（同志社大学）からは、実際の私立大学のガバナンス状況について、学校法人同志社を事例に、理事会・評議員会の構成、ガバナンス体制の運用、教育の質保証について、ご報告賜われます。

第4講の西井 泰彦氏（私学高等教育研究所）からは、私高研が10月から11月にかけて行った「私立大学ガバナンス現況調査」の結果を踏まえながら、近時の私学法改正の検証、改革会議の合意事項の論点と有効性、さらに、今後の文科省の対応方針や私立大学等における経営管理の見直しの方向について、ご報告を賜われます。

さらに、「日本の私学高等教育の明日を拓く」と題して、大村氏、植木氏、西井氏のパネリスト各位とともにご参画の皆様とパネル討論を展開し、“け～し風”の具体方策について、論議を深めて参ります。